

西区職場活性化プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 西区役所において、職員の意識改革と職場の風土改革を進めることで風通しのよい職場をめざして、西区職場活性化プロジェクトチーム（以下「P T」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 P Tは、次に掲げる事項について提案し、その具現化に取り組む。

- (1) 風通しのよい職場の実現に向けた提案を行うこと。
- (2) 立場や職場を超えた取り組みの提案を行うこと。
- (3) 組織における課題を抽出し、改善策を検討すること。

(組織)

第3条 P Tは、各課の庶務担当係員によりメンバーを編成する。

(会議)

第4条 P Tは、おおむね月1回を目途に開催する。

(庶務)

第5条 P Tの事務局は、総務課内に置く。

(その他)

第6条 その他、P Tの運営に必要な事項については、会議において決定する。

附 則

この要綱は、平成29年4月26日より施行する。